

陳情第4号



資産課税の軽減等に関する陳情書



あさか野農業協同組合

資産課税の軽減等に関する陳情書

あさか野農業協同組合では、令和4年度に管内組合員に対しアンケートを実施し、どんなことに課題や悩みを感じているか、農地についてJAや行政に望むことは何かなどについて6割を超える組合員から回答を得ました。回答から得られた組合員の最大の課題や悩みは、「毎年の固定資産税の支払い」であり、農地についてJAや行政に一番望むことは、「農地に対する相続税の負担軽減について国への働きかけ」という結果となりました。

このような回答結果の背景には、管内組合員のような都市農業者は、農地を含む不動産を所有していますが、所得の多寡にかかわらず課税される固定資産税は過重な税負担としてのしかかっていることが挙げられます。農業経営は、農産物の価格低迷に加え、世界的な燃料価格の上昇、ウクライナ情勢等の影響による肥料・資材の高騰により厳しさを増す一方で、固定資産税は地価の上昇に伴い、増加しています。今日の厳しい経営状況下において都市農業者の税負担は更に増大しています。

また、農地に対する相続税においては、相続税の納税猶予の特例により農業相続人の相続税を軽減し、税負担の大きい都市農業者の営農継続に役立てられています。しかし、10ヶ月という相続税の納税期限の中で、終身にわたる営農又は特定農地貸付等を行うことの判断は難しく、農業相続人の体調や農業後継者の有無、都市農業を取り巻く環境等を理由に特例の利用が躊躇される状況となっています。その結果、特例を利用せず、農業を縮小または廃業し、農地が処分される事態となってしまっています。

当組合では都市農業振興基本法の理念と同じく都市農地の有効な活用及び適正な保全や、良好な市街地形成における農との共存に資するよう都市農業の振興を図るために農地の保全に取り組んでいます。農業者の高齢化や減少に対しても、当組合では農業者の所得増大や農業の就業支援、事業承継支援に尽力しています。そこで、都市農業の振興と都市農地の維持に向けて行政からも税制面としての支援を要望いたします。

当組合では、これら組合員の声をくみ取り、下記事項について陳情するとともに賛同する組合員の署名を提出いたします。

記

[陳情項目]

1. 固定資産税の標準税率の引き下げに関する国への意見書の提出を求める。
1. 農地の相続税納税猶予制度における納税猶予期限の短縮に関する国への意見書の提出を求める。

以上

和光市議会

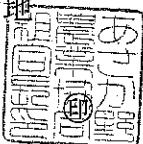
議長 齊藤 克己 様

令和4年 11月 15日

埼玉県朝霞市大字溝沼466番地

あさか野農業協同組合

代表理事組合長 田中 庸久



埼玉県新座市野火止5丁目7番22号

J A あさか野資産管理部会

連絡協議会 会長 狩谷 昇治



埼玉県和光市

他475名